



南アルプス市地域経済活性化・生活者支援事業

「ユネスコエコパーク南アルプス元気券」取扱店募集要領

1. 目的

コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面し、影響を受けている地域経済及び経済的な負担が増している市民生活を鑑み、市内店舗等で使用できる「ユネスコエコパーク南アルプス元気券」（以下「元気券」という）を市民に給付し、市内の地域経済の活性化および生活者の支援を目的に実施する。

2. 元気券の概要

- (1) 名称 ユネスコエコパーク南アルプス元気券
- (2) 発行主体 南アルプス市
- (3) 給付内容 市民一人あたり 10,000 円の商品券を給付
内訳【全店共通券 5 枚(5,000 円分)/地元券 5 枚(5,000 円分)】
* 「全店共通券」は、すべての取扱店で利用が可能
* 「地元券」は、大型店での利用ができません
- (4) 給付方法 10 月中旬から全世帯にゆうパックにて郵送（予定）
- (5) 有効期間 令和 5 年 12 月 1 日（金）～令和 6 年 2 月 29 日（木）
※有効期間外は無効です、受け取らないでください

3. 取扱店登録申請について

(1) 資格要件

- ①南アルプス市内に店舗・事業所（大型店含む）を有する方、または市指定管理者施設であって、本事業の趣旨に賛同する事業所とする。但し、次に該当する事業者は取り扱いができません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ・本要領 5. (5) 「元気券の利用対象とならないもの」に記載の取引及び商品のみを取扱う事業者
- ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- ・その他、発行主体である南アルプス市が指定する者。

- ②登録申込みの際、振込可能な金融機関の口座開設がなされていること（国内金融機関に限る）

振込は、取扱店登録法人名義、個人の場合は、代表者名義の口座のみ

(2) 申請方法 (提出書類) ※申込書は、「各店舗数毎」に必要

- 「取扱店登録申込書」(様式1)
- 決算書または確定申告書(最新年度)のコピー (事業実態及び店舗所在地確認のため)
※令和4年度「南アルプス元気券」取扱店登録事業所は省略可
- 「取扱店申請に関する照会等同意書」(様式2)
- 「振込先金融機関口座の通帳のコピー」(通帳のオモテ面 + 通帳を開いた1・2ページ目)
※無通帳口座の場合は振込先情報が分かる書類等 (インターネットバンキング等で口座番号が分かるページを印刷し持参する)
※令和4年度「南アルプス元気券」取扱店登録時と同一の口座を指定される場合は省略可
金融機関本支店統合等で変更がある場合には、通帳のコピーを添付してください

(3) 登録受付期間

第1次募集期間※	令和5年10月2日(月)～令和5年10月31日(火)PM5:00 (商工会必着)
第2次募集期間	令和5年11月1日(水)～令和6年1月31日(水) PM5:00 (商工会必着)

*11月中に予定する折込チラシの取扱店一覧に掲載を希望する場合は第1次募集期間内にご登録ください。

第2次募集期間に登録された事業者は取扱店HPでの掲載になります。(随時更新)

(4) 登録区分

(登録区分) いずれかの登録となります

大型店	本社(本店)が南アルプス市外にあって事業所が市内にある事業者 (ただしコンビニエンスストアおよび個人事業で本市のみに事業所を有する場合は地元店扱いとなります)
地元店	本社(本店)が南アルプス市内にあって事業所が市内にある事業者

(登録区分別元気券回収可能券種)

登録区分 \ 回収可能券種	全店共通券	地元券
大型店	○	×
地元店	○	○

*登録区分により、回収・換金できる商品券が異なります。

(5) 申請書提出先

(提出先) 南アルプス市商工会

〒400-0337 南アルプス市寺部971 TEL055-280-3730

(提出方法) (郵送・窓口(平日9:00~16:30)での受付)
-但し12:00~13:00休憩-

(6) 取扱店登録証の交付

- ① 元気券取扱店登録申請書受付後、審査を経て「取扱店」として承認されます。
- ② 承認後、「取扱店証」、「ポスター」、「取扱店ステッカー」を交付いたします。
- ③ 「取扱店証」は、換金業務の際提示が必要となりますので、紛失にご注意下さい。
※前回までの「取扱店証」は、使用できません。



見本

4. 換金方法

(1) 換金申込

回収した商品券の裏面に**取扱店名を記入又は押印**し、所定の換金申込書とともに下記、山梨中央銀行3支店に期間内の毎週「**月曜日**」又は「**木曜日**」の営業時間内に申請する。

【換金取扱金融機関（3店舗）】

山梨中央銀行 小笠原支店 / 白根支店 / 八田支店

(2) 換金受付 令和5年12月7日（木）～令和6年3月18日（月）の毎週月・木曜日

（年末年始を除く。月・木曜日が祝日の場合はその翌営業日）

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(3) 換金手続

「使用済み商品券」（回収元気券裏面に取扱店名（スタンプ可）を記載下さい。）、
「取扱店証」を持参の上、銀行備え付けの「元気券換金請求書」に必要事項を記入して提出。「取扱店控え」を必ず受領して大切に保管して下さい。

(4) 振込日

受付日	振込日	(振込日が祝日の場合は翌営業日)
月曜日受付分	翌週月曜日	
木曜日受付分	翌週木曜日	

(5) 振込手数料 振込手続き1回につき**手数料は330円**（税込）。取扱店負担（送金額から差引）

(6) 留意事項 本要領 3.(4)「登録区分別回収可能券種」にて指定される券種以外は換金できません。 (お客様から回収する際、間違いのないようにご確認下さい。)

5. 取扱いにおける厳守事項

(1) 元気券には偽造防止の特殊印刷（複写）が施されています。不正なものは換金することはできません。また、他へ譲渡・交換・売買は禁止します。

(2) 元気券額面に利用金額が満たない場合でも、釣銭は出さないでください。

(3) 取扱店が回収した元気券は、再使用できません。元気券裏面に取扱店名を記載又はスタンプ印を押し、速やかに換金手続きしてください。

(4) 有効期間外は無効です、受け取らないでください。

(5) 元気券の利用対象とならないものは次のとおりとします。【利用制限事項】

①出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い物の購入

③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ購入

④医療保険や介護保険等の一部負担

⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業者間決済

⑥土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い

⑦現金との換金、金融機関への預け入れ

⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としな
いキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い

⑨特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する者への支払い

⑩その他、発行主体である南アルプス市が指定するもの。

6. 取扱店の責務

元気券取扱店は下記に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本要領 5. (5) で定める元気券の利用制限事項以外の取引において、元気券の受け取りを拒まないこと。
- (2) 利用制限事項に反した元気券の取り扱いを行わないこと。
- (3) 受け取った元気券を換金以外の目的に使用しないこと。
- (4) 元気券の取扱については、現金と同様の扱いをすること。「セール対象外」などの取扱を行わないこと。
- (5) 取扱店であることが明確になるよう、商工会が配布するステッカーやポスター等を利用者が判断できる場所に掲示すること。
- (6) 利用者から受け取った元気券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務となること。
- (7) その他、南アルプス市及び南アルプス市商工会が、取扱店としてこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

7. 広告宣伝・販売促進企画の奨励

- (1) 取扱店の情報は、市報・商工会広報誌、HP 等にて事前告知を行う。
- (2) 取扱店は、店頭にてポスター、ステッカーを掲示し、積極的に本事業を PR する。
- (3) 取扱店は、積極的に元気券の利用活用を来店客並びに地域消費者に PR し、元気券持参者の顧客に対しては、特別な企画やおもてなし等をするように心掛け、元気券を事業所の販売促進の手段として企画活用する。

8. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9. 申請情報公表と共有の同意

- (1) 店舗名（事業所名）・所在地・電話番号・業種の公表（専用 HP・チラシ等に掲載）について同意をいただきます。
- (2) 申請書に記載した情報について、南アルプス市、南アルプス市商工会、換金・振込業務を行う(株)山梨中央銀行と共有することに同意をいただきます。

10. 問合せ先

元気券に関する問い合わせ先	取扱店に関する問い合わせ先
南アルプス市商工振興課 電話：055-282-2188（直通）	南アルプス市商工会 電話：055-280-3730 / FAX 055-280-3731